

平成28年11月28日

大阪府四條畷市役所
手当医療課

四條畷市現物給付調査依頼について（最終確認のご案内）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の福祉医療費助成制度につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、かねてよりご依頼しております現物給付につきまして、現在、多くの医療機関様にご協力いただける方向で進んでおります。

つきましては、平成29年4月受診分から、奈良県の協力医療機関にて現物給付を開始するにあたり、貴医療機関様のご意向を確認いたします。お手数をおかけしますが、別紙にご回答の上、平成28年12月22日までにご返送ください。

先日の説明会で配布しました資料を送付いたしますので、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

また、ご多忙の中、大変お手数をおかけいたしますが、ご協力いただける場合は、下記のとおり手続きをお願いいたします。

ご不明な点がございましたらご連絡くださいますようお願いいたします。

<現物給付に対応するには>

①お使いのレセプトコンピュータが対応可能かメーカーへご確認ください。（設定には時間や費用がかかる場合があります。）

②現物給付対応できる場合は、別紙回答を必ずご返送ください。協力医療機関として市民へ周知します。



平成29年4月診療分より、四條畷市医療証受給者で社会保険の方へ、現物給付が開始します。窓口での徴収は500円まで、併用レセプトにて社会保険支払基金へ請求していただきます。それまでに、レセコンが対応できるように設定していただく必要があります。ご協力をお願いいたします。

<制度についてのお問い合わせ先>

大阪府四條畷市健康福祉部子ども室手当医療課 田中
〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号
電話0743-71-0330（内線687）

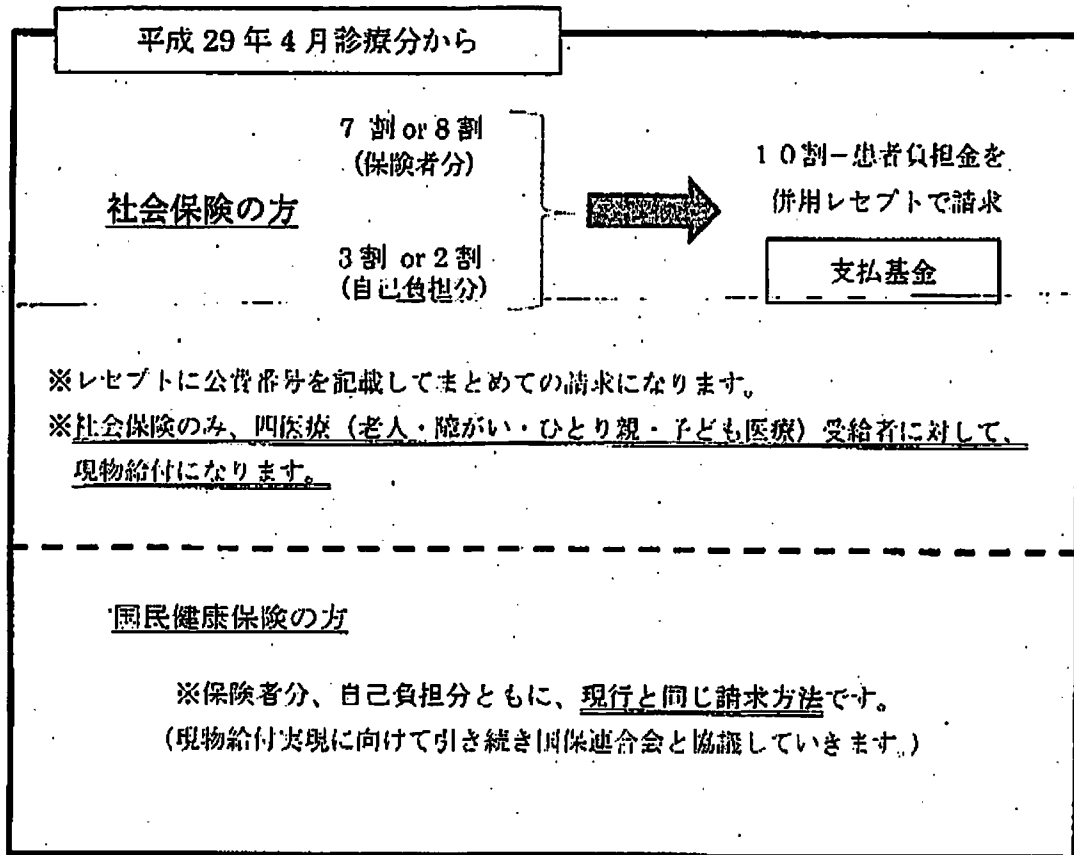
<医療費請求についてのお問い合わせ先>

社会保険診療報酬支払基金大阪支部
審査企画部事業管理第1課 尾上（おのうえ）
〒530-8327 大阪市北区鶴野町2番12号
電話06-6375-2326（内線3111）

○現物給付について

医療証を提示すると、保険診療分に関しては、医療機関の窓口での支払が、患者負担金（1回500円まで）のみになります。調剤薬局については、患者負担金なし。

○現物給付になると



○現物給付に対応するには

- ①レセプトコンピュータへ四條畷市の情報を設定・登録が必要となります。（問い合わせ方は別紙1をご参照ください）
- ②受診時に社会保険受給者には、患者負担金（1回500円までを2回/月）のみ徴収。
- ③医療費の請求方法の変更。社会保険分は併用レセプトにて支払基金奈良支部へ請求。国民健康保険分は現行どおり。

○効果

- ①保険医療機関（保険薬局）のメリット
 - ・医療費助成事業分の未収金の減少
 - ・患者負担金のみ徴収による窓口業務の簡素化
- ②四條畷市住民サービスの向上
 - ・受給者の窓口負担減
 - ・医療費助成事業に係る事務の効率化

○現物給付に対する問い合わせ方法

レセプトコンピュータの設定・登録につきましては、誠に恐縮でございますが、各院にてご対応いただきますようお願いいたします（ご使用のレセプトコンピュータにより費用が発生する場合があります）。

あらかじめメーカーにお問い合わせをされる場合は、下記のとおりご照会くださいますようお願いいたします。

<事例>

「大阪府四條畷市の自治体医療と支払基金取り扱いの社会保険を、併用レセプトとして支払基金奈良支部に請求することとなった場合に、該当の公費番号が当院のレセコンで対応できるようにすることは可能でしょうか」

四條畷市の自治体医療番号

80270309

82270307

86270303

87270302

88270301

89270300

90270307

<制度についてのお問い合わせ先>

大阪府四條畷市役所 手当医療課 田中
0743-71-0330 (内線687)

<事務処理、請求についてのお問い合わせ先>

社会保険診療報酬支払基金 大阪支部
事業管理第1課 尾上 (おのうえ)
06-6375-2321 (代表番号)
06-6375-2326 (直通番号：自動音声案内の
後に内線番号3111を続けてダイヤルしてください)